

*** 市民協働によるまちづくり事業補助金 ***

令和4年度事業追加募集!

この補助金は、市民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決に向けた市民の自主的な活動を対象に交付するものです。

既に6事業が決定されましたが、令和4年度予算の範囲内で追加募集を行います。

◇ 募集期間

令和4年5月16日(月) ~ 6月17日(金) ※消印有効

◇ 補助対象者(応募できる団体)

5人以上の構成員を有し、その過半数が沼田市内に在住、在勤又は在学する市民活動団体で、市内に活動拠点をもち、市内において活動していること。

◇ 補助対象事業

地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や、既存の活動を拡充する事業で、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とします。

【事業の例】

地域における子どもの育成、世代間交流、地域安全、自然環境整備、芸術・文化活動の推進、新たな企画による地域のイベント、個性ある地域づくりのための調査・研究など

また、この補助金の交付対象は、対象事業費が10万円以上の事業とし、次のいずれかに該当するときは、補助対象にはなりませんので、ご注意ください。

【対象外事業】

- ・ 市の他の補助を受けている事業又は補助対象となる事業
- ・ 他の団体を補助する事業
- ・ 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- ・ 集会施設その他既存建物等の修繕を目的とした事業
- ・ 団体の運営を目的とする事業
- ・ 宗教的、政治的宣伝意図のある事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 当該事業に対する事業主体の経費負担のない事業
- ・ その他補助することが適当でないと思われる事業

【問い合わせ】

市民協働課 協働推進係

23-2111 (内線 3051)

*** 詳しい内容は、裏面をご確認ください。***

補助期間と補助金の額

補助金の対象事業の実施期間 … 令和4年7月1日 から 翌年3月31日 までの間

(継続が必要な場合は、連続して2年を限度として補助できます。)

次の補助率、補助額を上限として予算の範囲内で交付します。

- ・ 1年目 … 補助対象経費の1/2以内とし、限度額は15万円とします。
- ・ 2年目 … 補助対象経費の1/3以内とし、限度額は10万円とします。
(補助対象事業費10万円以上の規模となる事業が交付対象です)

対象経費

補助の対象となる経費(対象経費)は、当該事業の実施に直接必要な経費とします。

ただし、次の①から④までについては補助の対象となりません。

- ① 団体の経常的な運営維持管理費
- ② 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- ③ 5万円以上の備品購入費
- ④ その他補助することが適当でないと思われる経費

補助対象経費(事業実施に必要な経費)

- 講師の謝礼・交通費
- チラシなどの印刷代、用紙代、消耗品代
- 会場使用料、機材の借上料、原材料費
- イベント・ボランティア保険料、郵送料
- 5万円未満の備品購入費(当該事業の実施にあたり直接必要と認められるもの) など

補助対象とならない経費

- ×個人負担等によることが適当と判断される、県外等への旅行を伴う視察研修やイベントの経費(鉄道運賃、バス借上料、宿泊費等)
- ×個人が身に着けるものである、イベントやスポーツ大会などの際のユニホームや帽子などの費用(支給か貸与かは問わない)
- ×パソコンやプリンターなどの団体の経常的な運営に関する経費 など



事業の審査・決定

- 提出された事業は、市民協働事業審査委員会で書類審査及び提案説明により審査します。
 - ・審査委員会の会場で、申請書類により提案説明をしていただきます。
- 事業の決定
 - ・審査結果により市長が決定し通知します。その後、補助金申請の手続きとなります。
 - ・事業の実施は、令和4年7月1日(金)以降となります。補助金交付決定後に開始してください。